

不登校支援と子どもの権利保障

—スクールソーシャルワーカーの活動事例を通して—

千葉陽香莉（駒崎ゼミナール）

論文の目次

序章

第 1 章 不登校による子どもの権利への影響

第 2 章 スクールソーシャルワーカーの不登校支援と家庭支援

第 3 章 スクールソーシャルワーカーが関わる終章

論文の要旨

1 研究の目的と背景

筆者が不登校について関心を持ったきっかけは、筆者の中学校、高校での経験から不登校者への支援の不足を感じたためである。そして大学に入学し三年次前期のゼミナールで「子どもの権利条約」について学び、守られるべき子どもの権利について理解が深まった。特に不登校に関連して子どもの学習する権利について関心を持った。

先行研究では不登校の原因として家庭内の人間関係をめぐる問題も影響を与えていることが示された（小柴 2017:43-55）。筆者は不登校支援には学習支援に加え、家庭の状況に関しても社会的な支援が必要になるのではないかと考える。また、不登校が一般的なものとして認識されながら地域により支援体制にばらつきがあることが明らかになった（佐野 2023:134-140、六郷 2023:70-77）。しかし教育機会の確保、権利という点では、不登校児童生徒が必要とする学習支援や家庭への支援は、どこに住んでいるとしても平等に保障されるべきものである。

このような不登校支援の現状を踏まえ、本論文では不登校支援対策として全国配置された

（文部科学省 2008）家庭の環境への働きかけを行なうスクールソーシャルワーク事業に焦点を当て、スクールソーシャルワーカー（以下 SSWr）による不登校支援における現状と支援による子どもの権利保障について検討する。

2 データと分析方法

本研究では子どもに対する尊重と対等性を標榜する SSWr（山下・内田・半羽 2008: 76-84）の関わる支援によって、実際にどのような子どもの権利が保障されるようになったのか、対象事例の「本人の課題」「家族の課題」「支援内容」を分類し、共通した特徴と支援を分析し、子どもの権利保護との関係を検討する。

文部科学省の『令和 2 年度 スクールソーシャルワーカー活用事業 実践活動事例集』には SSWr が支援を行なった 47 都道府県の事例が記載されている（文部科学省 2020）。本研究ではその 47 都道府県の事例から不登校支援の事例を掲載した都道府県に着目し、各都道府県の公式ホームページなどからさらに不登校支援の関する事例を収集することが出来た、北海道、栃木県、山口県、佐賀県、長崎県が公開する不登校支援成功事例の検討をする。

3 事例の共通した特徴と支援

「本人の課題」として「社会性の低さ」と「精神・発達障がい」が上位で見られた。そして事例の詳細をみると「精神・発達障がい」にあたる課題が他の課題や特に「社会性の低さ」を引き起こしている場合も多く、不登校の要因において「精神・発達障がい」の与える影響が大きいことがわかる。また学習障害を除く「学習の遅れ」は、不登校期間が続くことにより一層悪化する事例も見られた。そのため支援内容に登校支援だけでなく学習支援を行なうことも有効

であると考えられる。「家族の課題」としては、「本人の課題」と同じく保護者の「精神・発達障がい」が最も多く、他の課題を伴いながら不登校へ影響していることが分かる。

支援では以下の子どもの権利条約が保障されていた。

1. アイデンティティ (8 条)
 2. 親の第一義的養育責任 (18 条)
 3. 虐待・放任搾取からの保護 (19 条)
 4. 障がい児の権利 (23 条)
 5. 健康・医療への権利 (24 条)
 6. 社会保障への権利 (26 条)
 7. 生活水準の権利 (27 条)
 8. 教育への権利 (28 条)
 9. 教育の目的 (29 条)
 10. ゆとりの権利 (31 条)
- (中野・小笠 1996)

この保障されている権利は 28, 29 条の登校支援や学習支援にあたる児童生徒本人を対象とした支援に比べ、8, 18, 19, 23, 24, 26, 27 条にあたる経済支援などの家族全体を対象とする支援が多く見られた。これは不登校問題が家庭環境の問題をとともにかかえている場合が多く、生活の基盤である家庭の環境が整うことで、登校などの学習支援へ進むことができるのではないかと考える。

4 考察

以上のことから不登校支援には子どもだけでなく家庭自体を対象に医療支援や経済支援を含む、多様な支援を行なう必要があり、実行には多くの機関が関わる必要があることがわかる。そのため SSWr がつなぐ学校を中心に役所、医療機関、児童相談所、発達障害者支援センターなどの機関がさらに協働、連携する役割が、不登校支援の遂行のためには重要であると考えられる。さらに SSWr の関わる、不登校支援では、支援の実施の方針である子どもとの対等性を実現させ、子どもの最善の利益を保障しようとする

ことで子どもの権利の保障が実現されていたことが示された。加えて SSWr による不登校支援では対応する各条項の権利を保障するのみならず、子どもの権利条約 3 条にあたる子どもの最善の利益と憲法 13 条にあたる幸福追及権にも繋がっていることが明らかとなった。

主要引用文献

- ・ UNICEF 「子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約) 全文 (政府訳)」
(2023 年 11 月 29 日 取得
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)
- ・ 小柴孝子 (2017) 「不登校の発生の背景要因に関する研究—不登校経験者による内省的語りの質的分析—」 家族心理学研究, 31, 1, 43-55
- ・ 佐野秀樹 (2023) 「不登校といじめの定義の変遷と新しい法律」 東京学芸大学紀要 総合教育科学系, 74, 134-140
- ・ 中野光・小笠毅 (1996) 『ハンドブック 子どもの権利条約』 岩波ジュニア新書
- ・ 文部科学省 (2008) 「スクールソーシャルワーカー活用事業」
(2023 年 11 月 30 日 取得
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/1376332.htm)
- ・ 文部科学省 (2020) 「令和 2 年度 スクールソーシャルワーカー活用事業 実践活動事例集」
(2023 年 11 月 30 日 取得
https://www.mext.go.jp/content/20211025-mxt_jidou02-000018557-001.pdf)
- ・ 山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳 (2008) 「スクールソーシャルワーク論」 日本スクールソーシャルワーク協会・山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳 (編) 学苑社 11-16, 76-84
- ・ 六郷颯志 (2023) 「不登校における制度的支援の現在：私的経験を交えて」 臨床哲学ニューズレター, 5, 70-77